

障発 0409 第 9 号
平成 30 年 4 月 9 日

各 都道府県知事 殿
指定都市市長

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部長
(公 印 省 略)

発達障害専門医療機関ネットワーク構築事業の実施について

地域における発達障害の診断に係る初診待機を解消するため、専門的な医療機関を中心とした医療のネットワークを構築し、発達障害の診療・支援や地域の支援機関（保健、福祉、教育等）との連携を行う医師等を養成するための研修等を実施することにより、発達障害に対応できる専門的な医療機関の確保を図ることを目的として実施する「発達障害専門医療機関ネットワーク構築事業の実施について」実施要綱を定め、別紙のとおり平成 30 年 4 月 1 日より適用することとしたので通知する。

各都道府県・指定都市におかれては、適切な事業実施にご協力願いたい。

(別紙)

発達障害専門医療機関ネットワーク構築事業実施要綱

(1) 目的

地域における円滑な発達障害の診療体制を構築するため、専門的な医機関を中心とした医療のネットワークを構築し、中心となった医療機関は、医療関係者に向けた研修や診療支援及び受診を希望する当事者等に対する情報提供等を実施することで、発達障害に対応できる専門的な医療機関の確保を図る。

(2) 実施主体

本事業の実施主体は、都道府県及び指定都市（以下「都道府県等」という。）とする。ただし、事業運営の一部を適切な事業運営が確保できると認められる団体等に委託することができるものとする。

(3) 事業内容

都道府県等は、発達障害について高度な専門性を有する医療機関を地域の発達障害に関する医療機関の拠点（以下「拠点医療機関」という。）として選定し、以下の①から④の事業全てに取り組むものとする。

① 人材育成・実地研修

(ア) 拠点医療機関において、地域の医療機関の医師や看護師等の医療従事者（以下「医師等」という。）を受け入れ、専門的技術に関する研修及び検査やリハビリ等を含む診療等（以下「診療等」という。）への陪席を実施する。

(イ) 地域の医療機関に拠点医療機関の医師等が出向き、診療等に対する助言・指導、その他の支援を行う。

② 情報収集・提供

(ア) 地域の発達障害の診療等を行う医療機関に関する情報（診療内容、待機状況等）を収集する。

(イ) 受診を希望する当事者とその家族に対し地域の診療可能な医療機関について情報提供を行う他、市町村、保育所、学校、障害児支援や障害福祉サービス事業所に対し地域の適切な医療機関の紹介等を行う。

③ ネットワーク構築・運営

拠点医療機関が中心となり地域の発達障害の診療等を行う医療機関同士の会議体を構成し、定期的な意見交換や研修等を実施する。

④ 発達障害医療コーディネーターの配置

上に掲げた①②③を実施するため、拠点医療機関等に発達障害医療コーディネーターを配置する。

(4) 拠点医療機関の選定

- ① 発達障害に関して専門的な検査、診断、専門療法、リハビリテーション等を実施している医療機関を都道府県等において選定することとする。
- ② 予算の範囲内において、2カ所以上選定することも可能とする。
(例：小児期、成人期等の年齢や地域の広域性に応じて選定)
- ③ 拠点医療機関の選定に際しては、発達障害の専門性だけでなく、(3)に掲げる事業を実施するための業務体制等も勘案すること。
- ④ なお、拠点医療機関は都道府県等の許可を得て、他の医療機関に事業の一部を委託することができる。

(5) 発達障害医療コーディネーターの業務

(3)に掲げる事業を実施するため、医療機関同士や医療機関の地域の関係機関、当事者とその家族との調整を行う。この他、拠点医療機関において研修を受講した医療機関のリストを作成する等本事業の実施に際して必要となる取組を行う。

(6) 経費の補助

国は、本事業の対象経費について、別に定める交付要綱に基づき、予算の範囲内で補助するものとする。

また、拠点医療機関での実地研修を行う際に、地域の医療機関の医師を派遣することとなるが、その際の地域の医療機関に対する補償についても、対象経費とすることができる。

ただし、次に掲げる事業及び費用については、交付の対象とならない。

- ① 当該事業で実施を予定している事業にかかる費用のうち、交付税措置が行われている費用
- ② 国が別途定める国庫負担(補助)制度により、現に当該事業の経費の一部を負担し、又は補助している事業にかかる費用
- ③ 施設や建物等の整備や改修に要する費用